

障教組介助員部、積年の要求実現へ向けて

## 会計年度任用職員の病気休暇を有給化へ ～全国の非正規公務員の労働組合運動の成果～

12月25日、高教組、障教組、障教組介助員部は、県教育委員会に「会計年度任用職員の病気休暇を有給化することへの要求書」を提出します。特別支援学校の「介助員」（児童生徒の送迎用スクールバス内の車内介助及び授業や給食時の校内介助を担当）と、「生活学習支援員」（校内における移動及び身辺処理と学習支援及び学習活動時における行動の介助を担当）とは、賃金権利確定交渉の成果として、2011年度の交渉で病気休暇が有給となっていました。

しかし、2020年度から、それまでの「特別職」から「会計年度任用職員」と変更された際に、「県内の他の職員、国などにも制度がない」という理由だけで、病休は無給とされ、獲得していた権利が剥奪されました。労使交渉の結果、得た権利を一方的に奪うものであるとして、私たち高教組と障教組とは厳重に抗議しましたが押し切られています。

毎年、確定交渉で強く要求をしてきていましたが、国が通知を出したこの機会に、あらためて、特にこの一点について、県教委に要求書を提出し、権利回復を訴えていくことにしました。

### ◎(国)非常勤職員の要求、国を動かす

12月2日、総務省より「人事院規則15-14の一部改正等について」が都道府県総務部長らに通知されています。内容は、子の看護休暇の見直しなどの他、非常勤職員の病休休暇を有給化するようにというものでした。

これは、全国の期間業務職員など非正規公務員の加入する労働組合が力を合わせて勝ち得た成果です。もちろん、その中には本県の介助員部の運動も含まれています。この通知の中には、「令和7年4月1日より適用すべく、例規の改正など所要の措置を講じていただくようお願いします」の一文がありますが、黙っていても兵庫県が自動的に通知の通りにする訳ではありません

### ◎介助員、生活学習支援員の要求実現へ

国が改正を都道府県に通知したこの好機を逃さず、同じ要求（病休休暇の有給化）をもつ、県立学校の介助員・生活学習支援員から剥奪された権利の回復を目指し、12月25日、高教組、障教組、障教組介助員部の三組織で、

「2025年4月から県教育委員会管轄の会計年度任用職員の病気休暇を有給化すること」と県教委に要求書を提出し、改善を求めます。

会計年度任用職員(地方公務員)と非常勤職員(国家公務員)  
以前はどちらも「臨時職員」「非常勤職員」と呼ばれていましたが、2020年から地方公務員法22条の2が改正されて、地方公務員の非正規公務員を「会計年度任用職員」と呼称が変更されました。

「お詫びと訂正：「調査情報 26号」(差額支給)で計算式の一部に誤りがありました。

2級 25号の場合 (改訂後の賃金 262,100円 改定前の賃金 238,100円)

③ 賃金改定で一時金 0.10月分アップ分(D)

誤 A(差額分) × (B(9) + C(4.5) + D(0.1)) = 差額支給分

例 24,000円 × (9 + 4.5 + 0.1)月 = 326,400円

13.6月

正 A(差額分) × (B(9) + C(4.5)) + 新給料の額 × 0.1月 = 支給分

例 24,000円 × (9 + 4.5)月 + 262,100円 × 0.1月 = 350,210円

13.5月

※他号級の皆様  
も差額の基礎  
額は引上がり  
ます。

※大変ご迷惑を  
おかけしたこと  
をお詫び致しま  
す。